

当薬局で取り扱いのある医療保険及び公費負担医療について

- 健康保険法に基づく保険薬局としての指定
- 生活保護法に基づく指定
- 労働者災害補償保険法に基づく指定
- 障害者総合支援法に基づく指定
- 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- 児童福祉法に基づく指定
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定
- 原子爆弾被曝者に対する援護に関する法律に基づく指定
- 公害健康被害の補償に関する法律に基づく指定
- 肝炎治療特別促進事業による指定

個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書

当薬局では、領収書発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。公費負担等で窓口でのお支払いがない方の場合でも発行しております。

服薬管理指導料算定

当薬局では調剤基本料 1 を算定しております。

原則過去3カ月以内に処方箋を持参し、お薬手帳を持参された方は服薬管理指導料が 45 点となります。過去3カ月以内に処方箋の持参がなかった方、初めて来局される方、手帳を持参していない方は服薬管理指導料が 59 点となります。

地域支援・医薬品供給対応体制加算

当薬局では、地域における医薬品の安定供給を確保するための必要な体制を有し、かつ、後発医薬品の使用数量の割合が 85%以上のため、地域支援・医薬品供給対応体制加算 1(27 点)を処方箋受付 1 回につき算定しております。

電子的調剤情報連携体制整備加算

当薬局では、下記の体制を整えているため、月 1 回に限り、電子的調剤情報連携体制整備加算 (8 点) を算定しております。

- オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療・薬剤情報等を取得し、調剤や服薬指導を行う際に当該情報を閲覧・活用できる
- マイナンバーカードの利用を促進し、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できる
- 電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理

連携強化加算

当薬局では、新興感染症や災害の発生時等において継続して地域の医薬品供給や衛生管理に関する対応を維持できる下記の体制を確保しており、連携強化加算(5点)を算定しております。

- 都道府県知事より第二種協定指定医療機関の指定を受けている
- 従業員のマスク、手袋、ガウンの着用、手指アルコール消毒
- 待合室・調剤室に空気清浄機設置
- 受付にパーテーション設置
- 電話・通信機器を用いたオンライン服薬指導を行う体制確保
- キャッシュレス決済の導入
- 災害用の医薬品備蓄
- 要指導医薬品、検査キットの備蓄・販売
- BCP(事業継続計画)の作成
- 感染症に係る最新の科学的知見に基づいた適切な知識を習得することを目的とした研修に参加
- 災害に関する研修会に参加

バイオ後続品調剤体制加算

当薬局では、「バイオ後続品」の調剤を推進しております。バイオ医薬品の適切な保管及び患者様への適切な説明が可能で、バイオ後続品の調剤を行うのに必要な体制を有しているため、バイオ後続品調剤体制加算(50点)を算定しております。

バイオ医薬品とは？

遺伝子組み換え技術や細胞培養技術を用いて製造したタンパク質を有効成分とする医薬品

バイオ後続品(バイオシミラー)とは？

国内で既に承認されている先行バイオ医薬品と同等の品質、安全性、有効性を示す医薬品として先行バイオ医薬品とは異なる会社で開発されるバイオ医薬品

ジェネリック医薬品と異なり、バイオ後続品の開発を行うには、同等性や同質性を示すため臨床試験を行うことが求められており、安全性や有効性に違いはないが、先行バイオ医薬品よりも薬価が安くなるため、患者様の自己負担軽減、医療財政の負担軽減が期待できる

賃上げ・物価高騰に対する対応

当薬局では、調剤報酬において、保険薬局の薬剤師及び事務職員等の確実な賃上げを図る観点から、調剤ベースアップ評価料(4点)を算定しております。

令和8年度から令和9年度の物価上昇に段階的に対応するため、処方箋受付1回につき、調剤物価対応料(1点)を算定しております。(3カ月に1回限り)

時間外・休日加算

当薬局では下記の時間に時間外・休日加算を算定しております。

- 原則平日の 18：00 以降は時間外加算として処方箋受付 1 回につき 71 点
- 土曜日は終日時間外加算として処方箋受付 1 回につき 71 点
(ただし、祝日の土曜日、12 月 29 日から 1 月 3 日までの年末年始の土曜日は休日加算)
- 日曜日、祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までの年末年始は終日休日加算として処方箋受付 1 回につき 99 点